

[Vol.137] ひとり親家庭のための 手当・支援事業を紹介します

■児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成のための手当を支給する制度です。離婚などによるひとり親の家庭や、父親または母親が重度障がい者の家庭などで児童を養育している人に、その児童が18歳に達する年度末まで支給されます（障がいのある児童は20歳に達する月まで）。

手当月額は前年の所得額に応じて決定されます。前年の所得額が一定額を超える場合は支給されません。

■母子・父子・寡婦福祉資金

母子・父子・寡婦家庭の生活の安定と経済的な援助のために、各種の資金を無利子または低利で貸し付ける制度があります。

■母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給事業

母子家庭の母や父子家庭の父が、就業に向けた資

格（看護師、介護福祉士、保育士など）取得のために、養成機関において6カ月以上修業した場合に給付金を支給します。

最大4年間、月額70,500円（市民税非課税世帯は10万円）を支給します。※他の制度で同様の給付を受けることができない場合に限りです

■母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母や父子家庭の父が就業に結び付く可能性の高い講座を受講した場合、講座修了後にその受講料の一部を支給します。

最大80万円（修業年数×20万円）を支給します。※6割相当額が12,000円を超えない場合は支給されません

■問い合わせ・申込先

本庁こども家庭課家庭福祉係（☎34-1585）

子ども喜ぶ 人気メニュー

112

野菜たっぷり♪ 中国の家庭料理

チャーチャントウフ
『家常豆腐』



レシピ紹介：胆沢学校給食センター栄養教諭

過去のレシピ一覧▶



材料（4人分）

ニンジン …… 1/3本
タマネギ …… 1個
ネギ …… 40g
生揚げ …… 100g
シイタケ …… 2個
牛ひき肉 …… 65g
おろしニンニク …… 1.2g
おろしショウガ …… 1.2g
油 …… 小さじ1
「みそ …… 大さじ1/2
しょうゆ …… 小さじ1
砂糖 …… 小さじ1/2
味 豆板醤・塩 …… 少々
料 中華スープの素 …… 少々
片栗粉 …… 大さじ1
ごま油 …… 少々

作り方

①ニンジンは厚いちょう切り、タマネギは厚いスライス、ネギは小口切り、生揚げ、シイタケは一口大に切る。
②ひき肉を油で炒め、色が変わった①を加え、火が通ったら調味料を入れて味を調える。
③とろみを付け、最後にごま油を加えて出来上がり。

栄養士から一言

奥州っ子給食で提供したレシピです。お肉は豚肉でもいいですし、ひき肉以外を使ってもおいしくできます。

広 告

もっと安心 ずっとおうちゅう

～みんなの輪で支える在宅医療と介護～

第48回 こんにちは 訪問看護師です！ / 訪問看護ステーションたまちゃん

皆さん「訪問看護」をご存じですか。訪問看護は、看護師などがご自宅や施設などに訪問し、看護やリハビリを行うことです。病気や障がい、あるいは人生の最期を迎えようとしているとき、「自分らしく生活する」そんな思いを支えます。

どんなことをしてもらえるのか。その一部を紹介します。

- ①在宅療養のお世話…全身清拭、入浴、口腔ケア、食事・排せつ介助など
- ②医師の指示による医療処置や管理…点滴、吸引、かん腸、胃ろう、床擦れの処置、内服薬の管理など
- ③医療機器の管理…在宅酸素、人工呼吸器など
- ④病状の観察…健康状態のチェック、医師との連携

■問い合わせ＝市在宅医療介護連携拠点（市地域包括支援センター内・☎34-2906）



など
⑤在宅でのリハビリテーション…日常生活で行う動作の練習や生活環境の整備・助言など
⑥看取り・終末期のケア…患者さんとご家族が、ご自宅で安心して最期を迎えることができるよう支援します
患者さんやご家族の相談に乗ってアドバイスをしたり、主治医との橋渡しの存在になったりもします。また、地域に関わる他職種との調整も訪問看護師の役割です。病気や障がいに寄り添いながら、一人でも多くの方の思いをかなえられるように支えるのが「訪問看護」です。どんなことでもお気軽にご相談ください。いつでもあなたのそばに駆け付けます。

はい、
こちら

総合相談室

（☎34-2915、FAX24-1991）

消費生活相談

本庁総合相談室	月～金	9:00～17:00 (受付16:00まで)	前沢総合支所 市民福祉グループ 毎週火	毎週火	10:00～15:00 要予約
江刺総合支所 市民生活グループ	毎週月	10:00～15:00 要予約	胆沢総合支所 市民生活グループ	毎週木	
			衣川総合支所 市民福祉グループ	毎週金	

賃貸住宅の契約はよく確認！

春は進学、就職、転勤など新生活を始める季節です。この時期、アパートや貸家などの賃貸住宅に関する相談が多く寄せられます。

最近はインターネット上で賃貸物件を決めるケースが多く見られます。仲介手数料や火災保険料など入居時に発生する費用が物件情報に記載がなく、契約時に突然知らされたというケースがあります。申し込む前に契約時にかかる費用の詳細を不動産会社から出してもらおうとよいでしょう。また、物件の写真だけを見て契約し、引っ越してみたら思っていた間取りと違ったということも。コロナ対策としてオンライン内見に対応している場合もありますが、オ

ンライン内見は物件の絞り込みに活用し、契約前には実際に物件を見て確認するとよいでしょう。

退去時のトラブルを防ぐためには、入居前に部屋に汚れや傷がないか、証拠の写真を撮っておくことをお勧めします。契約後に解約を申し出ても、それが認められるとは限りませんので、不明な点は遠慮なく質問して確認しましょう。

退去時に修繕費用を請求された場合は内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。貸主との話し合いで解決できない場合は、市役所で行っている無料法律相談をご利用ください。



広 告